

# サウジアラビアの石油政策とOPEC

Saudi Arabia's Oil Policy and OPEC

岩崎 徹也\*

Tetsuya Iwasaki

1985年9月以降、サウジアラビアは、エクソン、モービル等旧アラムコ系メジャーズを中心とする外国石油会社との間でネットバック価値（石油製品価格から評価した原油の価値）を基準とした原油販売契約を続々と締結、10月央の契約量は合計120万バレル/日を超えたと推定される。

84年央からの石油市況軟化のなかで、ほとんどのOPEC（石油輸出国機構）加盟国は、カルテル価格である公式販売価格による販売を実質的に放棄し、多かれ少なかれ市場連動型の価格設定を行ってきた。このため、割高な公式販売価格による販売を厳守し、いわばその最後の拠点であったサウジアラビアの原油生産は、需要変動の影響を一身に受け、夏場には250万バレル/日程度と往時の4分の1の水準にまで落ち込んでしまった。同国のネットバック取引きの開始は、極端に低下した石油生産に収入を一定水準に回復させると同時に、政策遂行上のフリーハンドを確保し、国際石油市場に対する影響力を回復せんとするものである。一方、同国のネットバック取引きの開始をOPECの側からとらえると、カルテル価格である公式販売価格体系がほぼ完全に形骸化したことを意味する。OPECがもともと産油国間の価格カルテルであったことを考えると、これは非常に重大な事態である。

以下、本稿では、サウジアラビアとOPECの関係を中心に、この間の国際石油市場を考察したい。

## 1. サウジアラビアの石油政策

まず最初にサウジアラビアの石油政策の基本的性格について触れておこう。

サウジアラビアは、一般的にOPEC内における穏健派のリーダー的存在と考えられている。確かに、第1次・第2次石油危機の価格上昇期において、同国は増産と低価格政策で価格の抑制に努力してきた。とはい

え、これらの時期においても、結局はOPEC内多数派に同調、後追い値上げを行っている。またその後の需要低迷・価格軟化期には、一転、減産による価格防衛にまわっている。こうした点からすると、同国の石油政策には何ら首尾一貫性がなく、結果的に現状維持的な政策を行っているにすぎないかの印象を与える。また同国は、第1次石油危機を決定的にした石油減産、禁輸策のように、突発的に政治的な政策を打ち出すこともある。このような、石油政策は何によって規定されているのであろうか。

いずれの国においても、ひとつの政策が他の政策と無関係に行われることはまずなからう。サウジアラビアの石油政策も、同国の内政、外交、経済等各種の国家目標実現の手段として遂行されるのである。

開発計画の長期目標の冒頭に、イスラム的価値の維持、宗教・国家の防衛、国内治安・社会安定の維持等が挙げられていることから明らかなように、同国は極めて保守的な国家である。同国の政策目的中最優先項目は、国家・社会の安定＝サウジアラビアの安定であると考えられる。そのためには、まず、軍事力・警察力の強化や米国等軍事強国との公然・非公然の同盟関係の強化が必要であろう。また、内政面では、社会福祉や経済開発による民生の向上や経済基盤の強化が長期的には必要となる。外交面では、反宗教的・反王制的な社会主義、共産主義勢力の増大をもたらし、ひいてはサウジアラビアの安定にも重大な影響を与えるような世界、とりわけ西側世界の政治的・経済的混乱を抑制するような政策が必要となろう。また、より直接的な脅威となるパレスチナ問題やイラン・イラク戦争等に関するアラブ世界、中東・湾岸地域の安定は一層重要であり、援助その他の政策が必要となる。

サウジアラビアは、国家・社会の安定という目標実現にむけて、内政、軍事、外交等各種の政策を遂行してきた。石油は、このような政策実現のための主要財源（時として交渉材料）と位置づけられている。このため

\* (財)日本エネルギー経済研究所第4研究室研究員  
〒105 東京都港区虎ノ門1-18-1

石油政策は、各種政策実現に必要な一定水準の財政資金を確保する（そのためには一定水準の価格、生産、マーケットシェアが必要となる）ということが中心課題となろう。これと上述のような各種の政策目的のかねあいの中で具体的な石油政策が決定されるのである。

ここで石油政策固有の問題についてみておこう。

石油政策は、より上位の政策目的によって左右されるとはいえ、固有の目的をもっている。第2次5ヶ年計画や第3次5ヶ年計画では、石油政策に固有の目的として、埋蔵資源の保護・回収率の引き上げと長期的観点にたった石油収入の極大化を挙げている。このうち、前者は具体的には、探査活動による新規埋蔵量の拡大、既存油田の保護、増進回収法の導入・拡大等を通して行われ、かなり技術的色彩が濃い。仮りに、より上級の政策目的から増産が要請されても、埋蔵量の永久的損耗を惹起するような増産を長期にわたって継続することはできない。後者の長期的にみた石油収入の極大化とは、より具体的には、例えば、価格の設定において世界経済に打撃を与えたり、代替エネルギーの開発や省エネルギーを急進させることによって需要を破壊し、同国が「経済開発によって石油依存から脱却する前に石油の生命を終らせ」(ヤamani石油相)ない程度で最高の価格をつけるということである。ところが、実際に、このような価格を確定しようとしても、算定に必要な需要の価格弾性値等に関する膨大な情報の入手可能性とその正確さには非常な問題があり、極めて困難といわなければならない。こうしたことから、産油国としての長期的利害は、各種の具体的政策においても、配慮されるであろうが、直接的決定的要因とはならないと考えられる。

ところで、石油政策を含め、各種の政策は相互に補完的な場合も多いが、時として矛盾が生じることも否定できない。また各政策の重要度も流動的であるし、その評価に対して政策主体内部で対立が発生することも十分ありうる。このうち最後の点に触れておこう。同国の王族内部には従来から近代派と保守派の対立が存在するといわれている。これを単純化して示せば次のごとくである。ファハド現国王やスルタン国防相に代表される近代派は、都市資本家やテクノクラートを基盤とするのに対し、アブドゥラー皇太子に代表される保守派は、宗教勢力や部族勢力を基盤とする。両者とも国家・社会・サウジアラビアの安定が目標であることには変りないが、開発政策について、近代派が積極的であるのに対し、保守派は、急激な開発は、外国人や西欧の文

物の流入によって伝統的な価値を破壊しかえって体制を不安定化するとして否定的である。軍事・外交政策についても、近代派が米国や西側先進国との関係を重視するのに対し、保守派はイスラエル支持の米国への依存を警戒アラブ世界との外交を重視する。このような両者のスタンスの違いは石油政策にも反映している。近代派は、西側先進国への配慮や積極的な開発に対する資金の必要から、相対的に低価格・増産志向である。一方、保守派は、収入はマイルドな成長が行えるに必要な最小限にとどめるべきであり、低価格・増産はOPEC・アラブ内における孤立化をもたらすとして、相対的に高価格・生産抑制志向が強い。一般的にみて、開発の進展による社会構造の変化から近代派が強化される傾向にあるが独走は保守派によってチェックされ、両者の間には一定のバランスが形成されているといえよう。(なお、両者の違いはあくまで相対的なものであり、例えば、保守派とて、サウジを石油以前の状態に戻すことや、西側の経済的・政治的混乱を望んでいるわけではない。)以上にも似たような政策(目標)間の矛盾や重要性変化、政策主体内での路線対立はサウジアラビアの石油政策を一層複雑なものにしているといえよう。

今まで述べた各種の要因のかねあいで決定された石油政策の実現にあたって、サウジアラビアは原油生産の変動や価格設定等を政策手段として用いてきた。このうち最も重要なのは生産量の変動である。同国原油生産の上限は埋蔵資源保護の観点から技術的に決定され、現在1,000万バレル/日強と推定される。他方、下限は財政ニーズや国内ガスバランス上の必要によって規定されよう。現行第4次5ヶ年計画予算1兆リアル(2800億ドル)からすると、財政面での下限は500万~450万バレルと推定される。ただ、同国は現在でも700~800億ドルの在外資産を保有していると考えられ、この点では、国家・社会の安定に抵触しない範囲での支出削減とマイルドな資産取崩しの組み合わせにより短期的に一層の減産も成能である。国内電力、淡水化、工業用原料燃として随伴ガスを使用している同国では、従来最低400万~500万バレルの原油生産を必要としていた。その後、燃料転換、随伴ガス回収システムの拡大、クフ層構造的ガス田の開発等によって必要原油生産量は大幅に低下、85年夏場の需要ピーク時には、280万バレル程度の原油生産でも大きな問題は起らなかったようである。

サウジアラビアは600万バレル/日以上にもおよぶ生産変動能力を価格政策と組み合わせ、自らの政策目的

を実現しようとしてきたのである。とはいえ、それにも自ら限界がある。仮りに同国が価格抑制をめざし、増産・低価格政策をとったにしても、その他の産油国が何らかの理由で減産したり、需要が増加したばあい、効果は相殺されてしまう。反対の場合も同様である。サウジアラビアの政策の効果は最終的には世界の需給動向に規定されるといえるが、これは極めて不確定的である。とりわけ、競合する生産者の行動は、同国の行動によっても変化しうる。サウジアラビアは、全ての寡占主体と同様の不確実性に直面しているといわなければならない。これに関連して、最後に、サウジアラビアとOPECの関係について触れておきたい。

サウジアラビアは他の産油国同様OPECから、石油価格の上昇・収入の増大、資源主権の確立等大きな利益を得てきた。もちろん、第1次、第2次石油危機がOPECの力のみによって惹き起こされたわけではないが、その後の需給緩和期の価格防衛はOPECの存在抜きには考えられない。とはいえ、価格その他の面で加盟国の利害が必ずしも一致していないことは事実である。第1次、第2次危機のような需給逼迫期、イラン等の資源・経済面で余裕のないいわゆるハイ・アブソバーは大幅な値上げを打ち出す。これに対し、サウジアラビアは、世界経済や需要への配慮から、増産と低価格によって価格抑制に努めたが、同国の増産力にも限界があるうえ、独自路線の強行はOPEC、アラブ諸国内での孤立化をもたらす。しかも、値上げが世界経済や需要に与える影響も必ずしも明らかでない。結局、サウジアラビアも妥協し、鞘寄せ値上げを行うことになる。反対に第1次、第2次危機後のような需給緩和・市況軟化期に公式価格を引き下げるとは、OPECの価格支配力に関する疑問を市場心理に植えつけ、個別加盟国に対する石油会社の圧力を増加させる。また、大幅な値下げは、とりわけハイアブソバーの経済に大きな打撃を与え、カルテル破りや脱盟による値引き増産からOPECの分裂を惹き起こし、ひいては原油価格の崩壊をもたらす可能性もある。そのような事態がサウジアラビアの利益とならないのはいうまでもない。更に、このばあひも、値下げの需要その他に対する影響は明らかでない。結局、サウジアラビアとしては、減産等を通じて公式価格の維持、少なくとも大幅な値下げの抑制に努力せざるをえないことが多くなるのである。

以上、サウジアラビアの石油政策は、国家社会の安定というような大目的実現のための各種の政策の一環

として遂行される。だがこれら政策の間には矛盾が存在することもあるし、内外情勢の変化によって、その重要度も変化する結果、石油政策も必ずしも一貫したものとはいえない。更に、同国が独占的原油供給者でないことから、当然、その石油政策はその他の供給者の動向によっても限定されることになる。同国は大幅な原油生産変動能力という有力な政策手段をもつが、これとて限界がある。同国はOPECの存在から利益を得ているが、その存続を望むからには他の加盟国との妥協も必要となろう。このようなことに制約され、同国の石油政策はいきおい現状維持的となる傾向がある。政策選択の余地は考えられるほど大きくないのである。

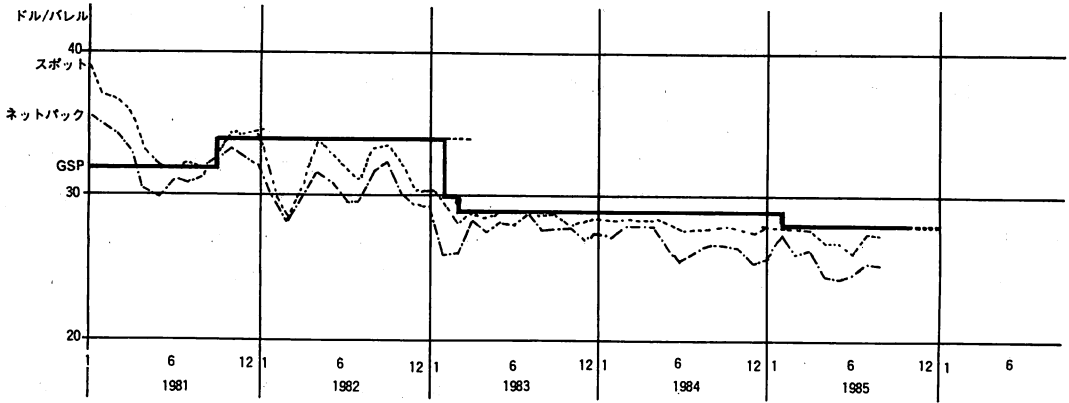
## 2. カルテルとしてのOPEC

1973年以降のOPECは、産油国間の価格カルテルとしての性格を有していたが、第2次石油危機後は、生産カルテルとしての色あいが濃くなっている。

石油産業は、①資源分布の偏在、②開発へのコストの大きさとリードタイムの長さ、③開発後、コスト中に占める固定費の大きさからくる単位当たりコスト削減のための増産圧力、等の特性を有している。このため市場機構だけでは需給調節が難しく、テキサス鉄道委員会やメジャーズといった、行政介入や大独占体による生産調整を不可避としたのである。

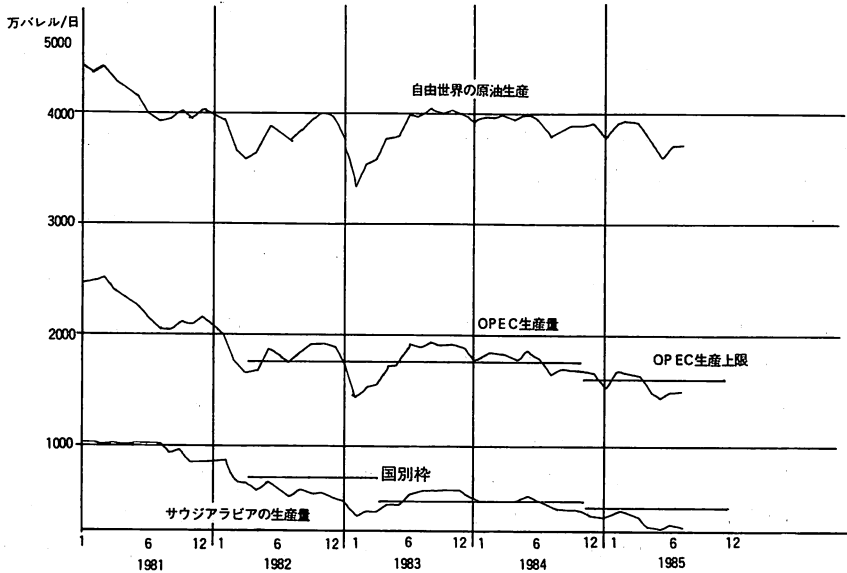
ところが、メジャーズから生産・価格の決定権を奪取したOPECは、82年の3月まで、公的に生産調整を行なったことはない。これは①第1次危機後の石油需要減退が相対的に短く軽微なうえ非OPECのシェアもそれほど大きくない、②産油国が税率の引き上げや国有化・事業参加により単位当たりの石油収入を増加させた結果、77年まで石油収入の絶対額は増加しつづけたうえ、とりわけ当初においては、インフラの未整備により、巨額の石油収入を国内に吸収しえなかった。③メジャーズとの間で、利権契約は縮小しつつあったとはいえ、バイバックを含む長期販売契約が結ばれており、これが安定的な販路を形成していた、④こうした中で、短期的な市況の軟化には、サウジアラビア等湾岸諸国を中心とした「自主減産」で何とか対応しえた、等の理由によるものである。

これに対し、第2次危機後のOPECは、生産上限の設定と国別枠の配分という形での生産調整に踏み切らざるを得なかったのは以下の理由でOPECに対する値下げ圧力が極めて強くなったためである。①第2次危機後の需要の減少が大きくかつ長いうえに、長期的な



資料 Petroleum Intelligence Weekly, International Crude Oil and Product Prices

図-1 アラビアンライト価格の推移



資料 Petroleum Intelligence Weekly

図-2 自由世界の原油生産量

過剰在庫削減傾向も重なった。②非OPECのシェアも著しく拡大し、市場連動型の価格設定でOPECの価格支配をゆすぶった。③メジャーズとの長期契約が大幅に縮小する一方、独立系精製会社やトレーダー等市場に登場する主体の増加、販売契約の短期化、スポット取引の拡大等の傾向が著しくなった。これは、OPECにとっては安定販路の喪失を意味したが、国際石油市場全体にとっては、少数グループによる市場統制を困難にし市況の不安定化を促進するものであった。

1982年第1四半期、価格の急落と生産の急減に直面したOPECは(図-1、図-2)、3月1,750万バレル/日の生産上限(公式には1,800万バレルであるがサウジアラビアは独自に50万バレル減産した)と国別生産割当て

を設定、その史上初めて生産カルテルへの歩みを始めた。ところが、OPECの第1次生産カルテルはわずか3ヶ月で空中分解、7月以降、分裂状態が続く。

OPECは、構成員が独立した主権国家であることから、カルテル機能に多くの制約を持っている。民間資本のように倒産や合併によって集中が強化されるということもなく、株式の持合いや中核的金融機関の介在による利害の共通化もできない。また協定違反者に対する制裁もできず、協定の遵守如何は各加盟国の自主判断にかかっている。このため、一つの協定の存続条件としては、少なくとも主要加盟国が納得しうるような平等性、妥当性が不可欠となる。

82年3月の国別枠は、当時のOPEC中心メンバーが、

表1 OPECの生産割当

(万バレル/日産)

	1987年(1) 生産実績	1982年(1) 3月 生産実績	1982年 (4月～) 生産割当	1983年 (4月～) 生産割当	1984年 (11月～) 生産割当
サウジアラビア	829 (27.7)	735 (41.2)	715 (40.9)	500 (28.6)	435.3 (27.2)
イ ラ ン	526 (17.6)	120 ( 6.7)	120 ( 6.9)	240 (13.7)	230 (14.4)
イ ラ ク	263 ( 8.8)	110 ( 6.2)	120 ( 6.9)	120 ( 6.9)	120 ( 7.5)
ク ウ ェ ー ト	210 ( 7.0)	75 ( 4.2)	80 ( 4.6)	105 ( 6.0)	90 ( 5.6)
アラブ首長国連邦	183 ( 6.1)	136 ( 7.6)	100 ( 5.7)	110 ( 6.3)	95 ( 5.9)
カ タ ー ル	49 ( 1.6)	31 ( 1.7)	30 ( 1.7)	30 ( 1.7)	28 ( 1.8)
アルジェリア	123 ( 4.1)	60 ( 3.4)	65 ( 3.7)	72.5 ( 4.1)	66.3 ( 4.1)
ナイジェリア	191 ( 6.4)	93 ( 5.2)	130 ( 7.4)	130 ( 7.4)	130 ( 8.1)
リ ビ ア	198 ( 6.6)	60 ( 3.4)	75 ( 4.3)	110 ( 6.3)	99 ( 6.2)
ガ ボ ン	23 ( 0.8)	14 ( 0.8)	15 ( 0.9)	15 ( 0.9)	13.6 ( 0.9)
インドネシア	164 ( 5.5)	149 ( 8.4)	130 ( 7.4)	130 ( 7.4)	118.9 ( 7.4)
ベネズエラ	216 ( 7.2)	183 (10.3)	150 ( 8.6)	167.5 ( 9.6)	155.5 ( 9.7)
エクアドル	20 ( 0.7)	18 ( 1.0)	20 ( 1.1)	20 ( 1.1)	18.3 ( 1.1)
OPEC 計	2994 (100.0)	1784 (100.0)	1750 (100.0)	1750 (100.0)	1600 (100.0)

資料: 注 (1) Oil &amp; Gas Tormal

(2) スウィング・プロデューサーとして固定的な枠を持たない。

石油需給見通しについてかなり楽観的であり、生産枠を当座の乗り切り手段と考えていたことにも影響され、かなりおざなりなものであった。つまりそれは、ほぼ当時の生産実績をもとに決定されていたのである(表1)。当時においては、高価格や戦争の影響で、北アフリカ諸国やイラン、イラク等が大幅に減産していたが、これらの諸国が第1次国別枠に不満をもつのは当然であろう。このような不満が、生産・価格の回復によって当面の危機が去った7月に爆発したのである。不満を代表したのはイランである。イランは、国別枠は、加盟国の埋蔵量、人口、歴史的シェア等を総合的に判断したうえで配分されるべきであるとして、具体的には、サウジアラビアに一層の減産を要求、OPECの大勢もイランの主張に傾いたといわれている。

当時のサウジアラビアは、国内経済やガスバランスからみて一層の減産を受け入れる余地はあったが、王位を継承したばかりのファハド国王が国内外の影響力低下に結びつく財政緊縮を躊躇したと、政治的、宗教的に対立関係にあるイラン、リビア等のOPEC内におけるヘゲモニーの確立を快しとしなかったこと等を背景に、彼らからの減産要求を拒絶した。とはいえ、同国の生産実績は82年4月以降も715万バレル/日の公

式割当てを大幅に下廻る水準で推移しており(図-2)、公的な立場はどうであれ、実質的にはOPECのスウィング・プロデューサーとして機能していたのである。

一方、イラン、リビア等は、公式価格からの値引きを行いつつ大幅な増産を続け、このためOPEC全体の生産量も1,750万バレルの上限を上廻る水準で推移した。

OPECの分裂と増産は不透明な需要見通しや暖冬の影響と重なり、82年末からの市況軟化をもたらした(図-1)。だが、この時点でサウジアラビアは明らかに値下げ路線を転換していた。83年1月、態勢建て直しを目指し、OPECは臨時石油相会議を開催したが、サウジアラビアをはじめとする湾岸諸国はこれを分裂させ、値下げを回避できないような状況をつくりだした。石油相会議分裂後、ソ連、エジプト等の非OPEC諸国が次々と値下げに踏み切り、2月央には北海と連動してOPEC加盟国のナイジェリアが公式価格を引き下げたことによって、事態は決定的となったのである。

83年3月、OPECロンドン総会は、公式価格の5ドル値下げと1,750万バレル生産上限の再設定及び国別枠の再配分を行なった。サウジアラビアは、5ドル値下げによって、市場の実勢に公式価格を適合させ、石油会社からの圧力を緩和すると同時に、OPECに対しては、ショック療法による再統一と規律の強化を自らのヘゲモニーの下実現することを旨としたのであった。これと引き換えに、サウジアラビアは減産を公式に受け入れ、イラン、リビア等の割当てを増産、国別枠をより平等なものとしている(表1)。

83年春から84年央まで、国際石油市場は比較的安定した動きをみせた(図-1)。これは、OPECの再統一に加え、英国、メキシコ等非OPEC主要国が公式価格を維持する等価格面での協力を行ったこと、米国に主導された景気回復によって、石油需要の減退も底を打ち、83年央からは増加にむかったこと、などによるものであった。需要・価格の堅調化につれて、生産上限の引き上げも検討されたが、先行きが不透明なばかりでなく、国別枠再配分時の混乱を回避する意味からも、1,750万バレル/日が維持された。もっとも現実の生産はこの間一貫して上限を超過しているが、83年末から市況が軟化するとサウジアラビアが中心となって減産(図-1、図-2)市況維持を図っている。要するにOPECは公式には生産上限を尊重しつつも、市況をにらみつつ、サウジを中心に生産を上下させることによって、価格崩壊の恐怖と増産意欲とのジレンマを現実的に処理していたといえよう。

### 3. 形骸化する政府販売価格

84年央から国際石油市場は再び不安定化する。7～8月の市況軟化は、サウジの減産と英国政府の石油会社に対する値引き圧力中止要請によって何とか乗り切ったものの、10月央には、ノルウェー、英国に続いてナイジェリアが公式価格を引き下げたことにより新たな危機が訪れた。

米国の経済が年央から減速し始めたことに規定され、石油需要は第3四半期から再び対前年同期マイナスに転じたが、その影響は、とりわけ超軽質原油の売れ行き不振＝値下げ圧力の強化として表われていた。2度にわたる大幅な石油価格上昇による需要減少は、石炭、原子力等競合財の多い重油において著しい。西欧を中心とする精製部門は、これに対し、常圧蒸留能力の削減と分解装置の導入で対応したが、これは分解原料と

しての直留重油需給を逼迫化させる一方軽質製品需給を緩和させ、重軽製品間の価格差を縮小させることになった。更に、84年春からの英国炭鉱ストは、重油需要を拡大する一方、重油と併産される軽質製品を過剰化させ、この傾向を一層強めた。

製品価格差の縮小傾向に対し原油価格は硬直的であり、十分の対応をなしえなかった。これは、原油間競争力の変更を意味する公式価格体系の調整は、OPECにとって国別生産枠同様、加盟国間の利害対立を惹き起こす可能性が大きく、安易に手をつけられない問題であったためである。とはいえ、北海等非OPEC産油国が値下げ圧力に耐え切れず、OPECに対する協力を放棄し、加盟国のナイジェリアがそれに従った以上、OPECとしても何らかの対応に迫られたといえよう。

OPECは、10月下旬、臨時総会を開催、全体の生産上限を1,600万バレル/日に引き下げ一方、油種間価格

表2 産油国23カ国の原油価格設定と販売状況

	公式価格の通用状況					公式価格以外の販売方法							
	① 公式価格 での販売	② 一部だけ が公式価 格販売	③ 市場反応 が遅い	④ 市場反応が早い	⑤ 課税基準 として通 用	⑥ スポット 契約販売	⑦ スポット または値 引きも	⑧ 油種混合 供給	⑨ 製品化に よる販売	⑩ ネットバ ック方式	⑪ 仕向け地 選好販売	⑫ バーター 取引	
(中 東)													
サウジアラビア	x		x					x	x			x	
イ ラ ン		x	x			x	x		x	x	x	x	
クウェート	x		x					x					
アブダビ	x		x		x	x	x	x		x	x	x	
カタール		x	x			x	x	?					
オマーン		x	x		x	x	x	?					
ドバイ		x	x		x	x	x						
イラク		x	x			x	x			x		x	
(地中海とアフリカ)													
アルジェリア		x	x	x (コンデンセート)				?	x		x	x	
リビア		x	x		x	x			x	x	x	x	
エジプト	x			x	x	x							
ナイジェリア		x	x		x	x (パイバック原油)		x	x			x	
(欧州)													
英 国						x	x						
ノルウェー					x	x							
ソ 連	x			x (一般的に)		x	x						
(極 東)													
インドネシア		x	x		x	x		x	x		x	x	
中 国 (日本向)			x			x			x	x	x		
マレーシア		x	x					x	x			x	
(北 米)													
米 国	x			x	x	x	x						
メキシコ	x		x					x					
カナダ	x			x	x	x	x						
(南 米)													
エクアドル	x			x	x	x	x						
ベネズエラ	x		x					x	x				

- ① 大半の原油が政府設定の固定価格または国営石油会社の設定する長期契約価格での販売になっている国。
  - ② 公式価格では販売が困難なため他の販売方法を採用している国。
  - ③ 価格見直しをあまり行わない国。
  - ④ 月または四半期ごとの価格見直しを行っている国。
  - ⑤ 原油生産会社に対する所得税、ロイヤリティ（使用費）その他課税計算のために公式価格を適用している国。
  - ⑥ 公式価格または契約価格をスポット市況に連動させている国。
  - ⑦ スポットで販売するか公式価格から直接値引きして販売している国。
  - ⑧ 軽質油と重質油を置き合わせて販売し、その構成比率を適宜変更している国。
  - ⑨ 国内または国外の製油所で精製し、その製品を一般にスポット製品市況に連動させた価格で販売している国。
  - ⑩ 原油をスポット製品市況のネットバック（実質製品価格）で販売している国。みなし委託精製取引も含まれる。
  - ⑪ 主要販売市場から距離離の場合などでは顧客や仕向け地に優先順位をつけ、公式価格よりも安い価格で販売している国。
  - ⑫ 消費財やサービスの支払い、借入れ返済に石油をあてる交換取引やカウンター取引を行っている国。交換された石油は値引き価格またはスポット価格に相当する価格で販売されたり再販されたりされている。
- 資料：PIW 81-6-24（燃料油財新報 85-7-3より）

差については、閣僚級の委員会を設け検討することを決定した。季節的に石油需要の増加する冬場に、供給を抑制することによって、価格水準全体を引き上げ、有利な状況の下、油種間価格差の調整を行おうとしたのである。油種間価格差は、その後、超軽質原油生産国と重質原油生産国の対立を残しながらも、12月と85年1月の総会で調整され、83年3月に比べ、超軽質油(ナイジェリア・ライト) 1.35ドル、軽質油(アラビアン・ライト) 1ドルの値下げ、重質油(アラビアン・ヘビー) 50セントの値上げとなった。とはいえ、当時においてすでに、OPECにとって、公式価格の価格差以上に重要な問題が潜在的に進行しつつあった。加盟国の公然・非公然の値引きによる公式価格の形骸化がそれである。

Petroleum Intelligence Weekly 85年6月24日号によると、当時において、1,300万バレル/日のOPEC石油販売中、実に、1,000万バレルが、公式販売価格を下廻る価格で販売されていたといわれる(表2)。値引きの形態は多様である。産油国の有する内外の精製・販売網を通じた石油製品販売、委託精製製品の海外での販売、製品価格から評価した原油価値=ネットバックによる販売(みなし委託精製)、スポット原油市場への販売もしくはスポット価格基準の価格設定、バーター、カウンタートレード、債務元利の原油による支払い等を通じた値引き、などが値引きの主要例といえよう。加盟国中、公式価格による原油販売を厳守していたのは実質的にサウジアラビアのみである。

実質的な限界供給者であるOPECがカルテル価格としての公式価格による販売を厳守した場合、雇客としては他に供給源のない以上、割高であってもOPEC原油を購入せざるをえない。そして、原料原油の価格硬直性は、石油製品価格の下支えともなるのである。ところが、OPECは、値引きの増大によって、価格カルテル機能を実質的に放棄してしまった。以後、生産カルテル機能のみによって価格防衛を行わなければならない。

82年春の生産上限設定以降、加盟国による国別枠超過は恒常的であるともいえる。とはいえ、全体でみた超過率は、価格の堅調期に10%程度、その他はせいぜい4~5%にすぎない(図-2)。加盟国別にみても、とりわけ83年3月の国別枠再配分による平等化達成以後、大幅な国別枠超過は例外的である。OPECの原油生産能力は現在でも3,000万バレル/日以上あることからすると、彼らは50~60%の低稼働率に甘んじているわけ

である。そのうちサウジアラビアの負担は大きい、その他の国も全体で1,000万バレル近くの過剰能力をかかえていることになる。部分的な違反はあるとはいえ、OPEC生産協定は効力を発しているといわなければならない。そして、強制力のない協定が基本的には守られている背景には、加盟国の価格崩壊に対する恐怖があるといえよう。

ところで、以上から判断すると、この間のOPEC内における値引きの増大は、積極的な増販を意図したものではなく、むしろ、国別枠程度の生産は維持したいという加盟国の防衛的姿勢を示すものといえる。だが、仮りに全加盟国が国別枠水準の生産に固執したばあい、OPECに対する需要が全体の生産上限を下廻ると、国際的な石油過剰、市況軟化をもたらさざるをえない。

85年の夏場、先進国の経済減速、季節的需要減、石油会社の在庫増抑制等が影響して、OPECの生産は1,500万バレル/日以下に低下したが、負担の総ては、公式価格を守るサウジアラビアに転嫁され、同国の生産は250万バレル程度にまで低下した(図-2)。

サウジアラビアに余裕があるとはいえ、250万バレルの生産を長期にわたって継続することは不可能である。第1章で述べたように、同国の財政面からみた原油生産の下限は450万~500万バレルと考えられる。財政支出の削減を行わないとすると年間200億ドル以上の赤字が発生、在外資産も急速に消失しよう。資産取崩しを行わないとすると、同額の支出削減をする必要がある。そのためには、軍事費や民生関連支出をも大幅に削減する必要があるが、これは、最大の国家目標、国家・社会の防衛と安定に抵触する。同国としては、100万バレル以下の資産取崩しと一定の支出削減とを行っても350万~400万バレル程度の生産が必要である。

82年以降の緊縮財政の影響で、サウジアラビア国内は建設、サービス等の近代部門を中心に不況に陥っている。現在までのところ、雇用減少は減首=帰国として外国人労働者に転嫁され、国民生活に多大な影響を及ぼしているわけではないが、それでも財界や雇用条件の悪化した新卒労働者には不満が多いといわれる。そして、これらの不満を背景に、近代派王族や経済官僚の間には対OPEC関係を含めた石油政策見直しの動きが現われているともいわれている。

同国の生産=収入水準の回復には、同国原油の競争力回復が必要であり、これは、その他の加盟国の値引き中止もしくは同国の値引きによって可能となる。だ

が、後者のオプションは、その他の産油国の対応如何では、価格競争＝価格崩壊の危険が伴うことになる。そこで、85年6月、ファハド国王は、その他の加盟国に対し、協定違反が続くばあい、自らも同様の行動を取るとの強い警告を発した。OPECはこれに呼応7月2回の会議を開催し、値引きの早急な中止と春以降石炭スト終結等の影響で割高となっていた重質原油の値下げ（アラビアン・ヘビー50セント下げ）を決定した。サウジの要求は形式的には実現したのである。しかし、その後もサウジアラビアの生産量は200万バレル代の低水準で推移、値引き中止の合意が、予想されたことであるが、空手形に終わったことが明らかになった。

こうした中で、サウジアラビアは、従来からの、価格防衛重視・対OPEC協調路線を修正、ネットバックを基準とした原油販売に踏み切ったのであった。ネットバック契約の第1の目的は、競争力ある価格設定により雇客を確保、極端に低下した石油生産・収入を一定水準にまで引き上げることにある。だが、それが価格崩壊を惹き起こしては、何にもならない。そこで、雇客数・契約量を限定しているほか、引渡し原油は各雇客の精製・販売システムの中でのみ使用し、スポット市場への転売は行わないこと等を契約の条件としている。また、契約は、エバグリーン契約であり、無期限であるが双方とも事前通告によって契約を停止することが可能である。ネットバック取引開始の第2の目的は、石油政策遂行上のバーゲニング・パワーの強化である。ネットバック取引の現実化は、サウジアラビアの警告が単なる脅しではないことを非OPECを含めた総ての産油国に知らしめた。また、公式価格

から解放されることによって、同国は市場メカニズムによってではなく同国自身の意志で生産量を決定することが可能となったのである。市場の崩壊を心配するあまり、この間、サウジアラビアの打つ手は後手後手にまわっていた。だが今回の行動により同国は先手を取った。その後の市況如何はその他の産油国の行動にかかっている。もはや、サウジアラビアは無条件に負担を引き受けることはない。

85年10月の臨時総会では、イラク、エクアドル等の加盟国から増産要求が相次いだ。結局、彼等の主張は認められず、1,600万バレルの上限、国別枠とも12月の総会までは現状を維持することとなったが、イラク、エクアドル等はOPECの決定とかかわりなく増産を行うことを宣言している。

サウジアラビアやイラク等の増産を背景に、その後のOPEC原油生産は1,600万バレルの上限を上廻っているといわれている。幸い、冬場の需要増、民間石油在庫の低水準、ソ連からの供給減、湾岸の緊張激化やドル安の影響により、市況はむしろ堅調に推移しているが、それも長くとも、86年春までであろう。春以降の需要減少を誰が負担するのか、価格崩壊がサウジアラビアの国益にも反することは明らかであり、価格防衛のため、同国が大幅な減産を行うことは十分考えられる。とはいえ、85年夏場のように、負担の総てを、無条件で引き受けることはありえない。ネットバック取引の実現で強化されたバーゲニングパワーを背景にサウジアラビアは、英国等非OPEC主要国を含め価格防衛の恩恵を受ける諸国に対し、応分の負担を要求していくことになるう。

